

## 和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行規則

平成6年3月31日

規則第9号

改正 平成10年3月31日規則第5号  
平成15年3月27日規則第4号  
平成16年1月28日規則第1号  
平成17年7月15日規則第25号  
平成18年2月27日規則第8号  
平成21年2月6日規則第2号  
平成22年12月15日規則第40号  
平成23年11月1日規則第54号  
平成26年3月26日規則第11号  
平成27年3月26日規則第14号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和48年和泉市規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）並びに和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成5年和泉市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物の直接搬入等）

第2条 占有者等は、一般廃棄物を泉北環境整備施設組合（以下「組合」という。）泉北クリーンセンターへ直接搬入しようとするときは、組合が定めるところにより手続を行い、搬入しなければならない。

（平17規則25・一部改正）

（ごみ減量等推進員）

第3条 条例第8条に規定するごみ減量等推進員（以下「推進員」という。）の任期は、2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(多量排出事業者)

第4条 条例第14条第1項に規定する規則で定める量は、1箇月につき3トン(月間で変動の大きい事業所は、最大排出月を基準月とする。)とする。ただし、排出する事業系一般廃棄物の量にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者については、同項の多量排出事業者とする。

- (1) 事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が3,000平方メートル以上)の建築物で事業活動を行う事業者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校であつて、延べ床面積が1,000平方メートルを超える学校を設置している者
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院であつて、病床数100床以上を有する病院を開設している者
- (4) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗を設置している者

2 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量推進及び適正処理に関する業務を行わせるために、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

3 多量排出事業者は、毎年1回、市長が定める期限までに事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書(様式第1号)を作成し、市長に提出しなければならない。

(平10規則5・平23規則54・一部改正)

(家庭系廃棄物の処理の申出)

第5条 占有者等は、本市の区域内への転入等により新たに一般廃棄物の処理を受けようとするとき又は本市の区域外への転出等により一般廃棄物の処理を必要としなくなったときは、市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の収集等)

第6条 条例第17条第3項の一般廃棄物は、次に定めるところにより収集及び運搬するものとする。

- (1) 日常ごみ 週2回
- (2) 粗大ごみ 月2回
- (3) 資源物等 月2回
- (4) し尿 おおむね月2回
- (5) 臨時収集 収集の申込みによりその都度

(平16規則1・平18規則8・平26規則11・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料)

第6条の2 条例別表の規定による粗大ごみに係る手数料の額は、別表のとおりとする。

(平17規則25・追加)

(手数料の徴収方法)

第7条 条例第22条第1項に定める手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 臨時的な処理に係る手数料 収集の都度徴収
- (2) 継続的な処理に係る手数料 毎月徴収
- (3) 日常ごみに係る手数料 指定袋(様式第1号の2)による徴収
- (4) 粗大ごみに係る手数料 粗大ごみ処理券(様式第1号の3)による徴収
- (5) 胞衣、死犬等の処理に係る手数料 市が指定する処理場に搬入の都度徴収

2 前項第2号の手数料は、月の中途において処理を開始し、又は廃止した場合においても、その月分を徴収する。

(平17規則25・平27規則14・一部改正)

(指定袋の使用又は粗大ごみ処理券の貼付)

第7条の2 日常ごみの収集、運搬及び処分を受けようとする者は、指定袋使用しなければならない。

2 粗大ごみの収集、運搬及び処分を受けようとする者は、当該粗大ごみに係る粗大ごみ処理券を当該粗大ごみに貼付しなければならない。

(平17規則25・追加、平27規則14・一部改正)

(指定袋又は粗大ごみ処理券の交付)

第7条の3 指定袋又は粗大ごみ処理券は、日常ごみ処理手数料又は粗大ごみ処理手数料と引換えに交付する。

2 指定袋又は粗大ごみ処理券の交付は、市長が指定する指定袋等取扱所において行うものとする。

(平17規則25・追加、平27規則14・一部改正)

(指定袋等取扱手数料)

第7条の4 市長は、指定袋又は粗大ごみ処理券の取扱業務を委託した者に対し、指定袋等取扱手数料を支払う。

(平17規則25・追加、平27規則14・一部改正)

(手数料の減免)

第8条 条例第23条の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。ただし、災害等の理由により減額又は免除を申請しようとするときは、り災証明書等の写しを提出することにより、これに代えることができる。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請)

第9条 法第7条第1項又は第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第7条第6項又は第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(平17規則25・一部改正)

(浄化槽清掃業の許可申請)

第10条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第5号)に環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第2項第1号から第4号までに規定する書類及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(平17規則25・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の変更許可申請)

第11条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲を変更しようとする者は、一般廃棄物(収集運搬・処分)業変更許可

申請書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（許可申請事項の変更等の届出）

第12条 法第7条の2第3項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止し、又は住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の6第1項各号に定める事項を変更した旨を市長に届け出ようとする者は、一般廃棄物（収集運搬・処分）業（変更・廃止）届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽法第37条の規定により浄化槽清掃業に係る許可申請書若しくは添付書類の記載事項に変更があった旨の届出又は同法第38条の規定により浄化槽清掃業の廃止の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業（変更・廃止）届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（許可証の交付）

第13条 市長は、法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の規定により許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第9号）若しくは一般廃棄物処分業許可証（様式第10号）又は浄化槽清掃業許可証（様式第11号）を交付する。

2 前項の許可証は、これを他人に譲渡し、又は貸与し、若しくは担保の用に供してはならない。

（平17規則25・一部改正）

（許可証の再交付）

第14条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者若しくは浄化槽清掃業者は、一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証若しくは浄化槽清掃業許可証を亡失し、又は識別が困難な程度に損傷し、若しくは汚損したときは、遅滞なく市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し）

第15条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が、法若しくは法に基づく処分に違反する行為をしたとき又は法第7条第5項第4号イからヌまでのい

ずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

2 市長は、浄化槽清掃業者が浄化槽法第41条第2項第1号から第5号までのいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

3 市長は、前2項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明又は有利な証拠の提出の機会を与えるものとする。

(平17規則25・一部改正)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(和泉市浄化槽法施行細則の廃止)

3 和泉市浄化槽法施行細則(昭和61年和泉市規則第6号)は、廃止する。

附 則(平成10年規則第5号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第1号)

この規則は、平成16年2月2日から施行する。

附 則(平成17年規則第25号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第2条、第9条第2項、第10条、第13条第1項、第15条第1項、様式第4号及び様式第10号の改正規定は、公布

の日から施行する。

附 則（平成18年規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第2号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表(1)電気・ガス・石油・厨房器具類の表の規定は、施行日以後に処理するものについて適用し、同日前に処理するものについては、なお従前の例による。
- 3 新規則別表(2)家具・寝具・建具類の表の規定は、施行日以後に処理の申込みがあったものについて適用し、同日前に処理の申込みがあったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成22年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第11号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第14号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第6条の2関係）

（平17規則25・追加、平21規則2・平26規則11・一部改正）

粗大ごみ処理手数料一覧表

(1) 電気・ガス・石油・厨房器具類

	品目	区分等	手数料（円）	備考
あ 行	アイロン		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	アンテナ	最大辺1m未満	300	支柱不可
		最大辺1m以上	600	
	インターホン		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ウインドファン		600	冷房機能なし
	映写機		300	
	延長コード	リール式含む	300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	オーブントースター		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
オープンレンジ		600		
か 行	加湿器		300	
	ガスコンロ		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ガス台		600	
	ガスレンジ		300	電池不可
	カセットデッキ		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	カセットコンロ		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
カメラ		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能	



	換気扇		300	45リットル以内の袋に入れて て収集可能
	乾燥機	食器・布団	300	
	給湯器（湯沸器）		300	室内用
	空気清浄機		300	
	こたつ	最大辺1m未満	600	こたつ板含む
		最大辺1m以上	900	
	こたつ板	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
	コーヒーマーカー		300	45リットル以内の袋に入れて て収集可能
	コピー機	最大辺1m未満	600	家庭用
	米びつ	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
さ 行	シュレッダー		300	家庭用
	照明器具		300	45リットル以内の袋に入れて て収集可能
	除湿機		300	45リットル以内の袋に入れて て収集可能
	食器洗い乾燥機		600	
	炊飯器		300	45リットル以内の袋に入れて て収集可能
	ステレオ	最大辺1m未満	600	本体とスピーカーを合わせ た大きさ
		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,500	
	ストーブ	電気	300	
		石油・ガス	600	
スピーカー		300		
ズボンプレスサー		300		

	整水器（浄水器）		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	精米機（家庭用）	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
	石油ファンヒーター		600	
	扇風機		300	
	掃除機		300	
た 行	DVDデッキ		300	
	電気カーペット	3畳未満	300	
		その他	600	
	電気コード		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	電気ポット		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	電子レンジ		600	
	トースター		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
ドライヤー		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能	
な 行	生ごみ処理機	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
	流し台	最大辺1m未満	600	システムキッチン等一体型は収集不可
		最大辺1m以上	1,200	
は 行	ハロゲンヒーター		300	
	ビデオカメラ		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ビデオデッキ		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ファクシミリ		300	45リットル以内の袋に入れて

				て収集可能
	ファンヒーター		300	
	プリンター		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ホットプレート		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ポット		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
ま 行	マッサージ機	フットマッサージ	300	
		その他	1,200	
	ミシン	卓上ミシン	300	
		その他	600	
	ミニコンボ		600	
	餅つき器	最大辺1m未満	300	
最大辺1m以上		600		
ら 行	ラジオカセット		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	ランチジャー		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能

(2) 家具・寝具・建具類

	品目	区分等	手数料 (円)	備考
あ 行	アイロン台		300	
	アコーディオンカーテン		600	
	網戸	最大辺1m未満	300	2枚まで
		最大辺1m以上	600	2枚まで
	アルミサッシ	最大辺1m未満	300	2枚まで
		最大辺1m以上	600	2枚まで
	衣装掛け		300	

	衣装ケース（金属製）		600	
	いす		300	座いす含む
	オーディオラック	最大辺1m未満	600	
		最大辺1m以上	900	
か 行	学習机		900	一式
	傘立て		300	
	カーテンレール		300	5本まで
	カーペット	6畳未満	300	
		6畳以上	600	
	カラーボックス		300	
	鏡台（ドレッサー）		600	一式
	下駄箱	最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
	ござ		300	45リットルの袋に入らないもの
コートハンガー		300		
さ 行	サイドボード	最大辺1m未満	600	
		最大辺1m以上	900	
	じゅうたん	6畳未満	300	
		6畳以上	600	
	障子		300	2枚まで
	食器棚（ダイニングボード）	幅1m未満	900	
		幅1.35m未満	1,200	
		幅1.35m以上	1,500	
	姿見		600	
	スチール整理棚	最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	
最大辺1.5m以上		1,200		

	スリッパラック		300	
	ソファ	最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
た 行	畳	半畳	300	
		1畳	600	
	たんす（整理たんす）	幅50cm未満	600	
		最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
	たんす（洋服たんす）	幅1m未満	900	
		幅1m以上	1,200	
	机	最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
	机（両袖机）		1,500	
	テーブル	最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
テーブル（折れ脚式）	最大辺1m未満	300		
	最大辺1m以上	600		
テレビ台	最大辺1m未満	600		
	最大辺1m以上	1,200		
電話台	高さ1m未満	300		
	高さ1m以上	600		
時計		300	45リットル以内の袋に入れて 収集可能	
トタン		300	5枚まで	
な	ながもち		900	

行	人形ケース		300		
は 行	パイプ棚	最大辺1m未満	300		
		最大辺1m以上	600		
	パイプハンガー		300		
	パネルヒーター		300		
	ふすま		300	2枚まで	
	ブラインド		300	5本まで	
	布団	45リットルの袋 に入らないもの	300	2枚まで	
	ベッド	シングル		900	
		ダブル		1,500	
		2段ベッド		1,200	
		ソファークラフト		1,200	
		パイプベッド		600	
		ベビーベッド		600	
		ボンボンベッド		300	
本棚	最大辺1m未満		600		
	最大辺1.5m未満		900		
	最大辺1.5m以上		1,200		
ま 行	マットレス	スプリング無し	300	2枚まで	
		スプリング入り	900		
	物置	最大辺1m未満	600	2畳未満で解体済み	
		最大辺1.5m未満	900		
		最大辺1.5m以上	1,200		
ら 行	ロッカー	最大辺1m未満	600		
		最大辺1.5m未満	900		
		最大辺1.5m以上	1,200		
	ローボード	幅1m未満	600		
		幅1m以上	900		

	ロールスクリーン		300	
わ	ワイヤーラック		300	
行	ワゴン		300	

(3) 趣味・スポーツ・レジャー用品類

	品目	区分等	手数料 (円)	備考	
あ 行	編み機		300		
	一輪車		300		
	枝きりばさみ		300		
	オルガン		1,500	一式	
か 行	カーステレオ		300		
	カラオケセット	最大辺1m未満	600		
		最大辺1m以上	1,200		
	キーボード		600		
	キックボード		300		
	クーラーボックス		300		
	健康器具	サイクリングマシ ーン		1,500	
		ランニングマシ ーン		1,500	
		ぶら下がり器具		600	
	健康器具 (その他)	最大辺1m未満		600	
		最大辺1m以上		900	
	剣道具		300	一式	
	ゴルフバッグ		300		
	ゴルフクラブ		300	5本まで	
さ 行	三輪車 (子ども用)		300		
	自転車 (三輪車)	16インチ未満	300		
		16インチ以上	600		
		電動式自転車	900		

	水槽	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
	スキー板		300	1組
	スキーストック		300	5本まで
	スキー・スノーボード等ブーツ		300	
	スケートボード		300	
	スノーボード		300	
	すべり台（子ども用）	プラスチック製	300	
木製		900		
た 行	卓球台		1,500	
	釣り竿		300	5本まで
	鉄類（鉄アレー・ダンベル等）	総重量10kgにつき	300	重量制
	テニスラケット		300	5本まで
	テレビゲーム		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	電子ピアノ	最大辺1m未満	900	
		最大辺1m以上	1,500	
テント（レジャー用）		600		
は 行	バット		300	5本まで
	バドミントンラケット		300	5本まで
	バーベキューセット		300	
	ビーチパラソル		300	
	ブランコ（子ども用）	室内用	300	
		室外用	900	
ホースリール		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能	
ま	マージャン台（電動式）		1,500	



行			
ら	ラジコン		300
行			45リットル以内の袋に入れて収集可能
	レジャーテーブル		300
			一式
	ローラーボード		300

(4) その他

	品目	区分等	手数料 (円)	備考
あ	雨とい		300	
行	一斗缶		300	2個まで
	犬小屋	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
	乳母車		300	
か	傘		300	5本まで
行	脚立	最大辺1m未満	300	
		最大辺2m未満	600	
		最大辺2m以上	900	
	空気入れ		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	車椅子	手動型	300	
		電動型	1,500	
	コンポスト		300	
さ	収納庫	最大辺1m未満	600	
行		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
	ジュニアシート		300	
	スーツケース		300	
	すのこ		300	5枚まで
た	台車		300	
行	体重計		300	45リットル以内の袋に入れ

				て収集可能
	タイヤチェーン		300	45リットル以内の袋に入れて て収集可能
	地球儀		300	45リットル以内の袋に入れて て収集可能
	チャイルドシート		300	
	ちりとり（金属製）		300	45リットル以内の袋に入れて て収集可能
	鉄パイプ類	最大辺1m未満	300	5本まで
		最大辺1m以上	300	1本につき
な 行	なみ板		300	5本まで
	のこぎり	手動型	300	45リットル以内の袋に入れて て収集可能
		電動型	600	
は 行	はしご	最大辺1m未満	300	
		最大辺2m未満	600	
		最大辺2m以上	900	
	ビニールパイプ	最大辺1m未満	300	5本まで
		最大辺1m以上	300	1本につき
	仏壇	最大辺1m未満	600	
		最大辺1.5m未満	900	
		最大辺1.5m以上	1,200	
	噴霧器	手動型	300	
		動力型	600	
	ベビーカー		300	
	ベビーガード		300	
	ベビーバス		300	
ベビーバスケット（ク ーファン）		300		

	ベンチ	最大辺1m未満	300	
		最大辺1m以上	600	
	ほうき		300	5本まで
	歩行器		300	
	ポータブルトイレ		300	
	ホワイトボード	最大辺1m未満	300	
最大辺1m以上		600		
ま 行	魔法びん		300	45リットル以内の袋に入れて収集可能
	木材類	2m未満	300	5本まで
	モップ		300	5本まで
	物干し竿（コンクリート台不可）		300	5本まで
や 行	郵便受け		300	
	よしず		300	

備考

- 1 45リットル以内の袋に入る小物類は、1袋で300円とし、袋から出ないように、また、袋が破れない程度に入れること。
- 2 これらの表に記載のないものは、最大辺1m未満が300円、最大辺1.5m未満が600円、最大辺1.5m以上が900円とする。